

山口県報

平成22年
12月28日
(火曜日)

目次

規則
山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(森林企画課)……………一

告示
保安林の指定(長門市)(森林整備課)……………二
道路の区域の変更(道路整備課)……………二
公告
平成二十二年山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………三
基本測量の実施(監理課)……………九



山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十四号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 この規則において「認定木材製造業者」とは、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)以下、「公共建築物木材利用促進

法」という。(第十一条第一項の認定木材製造業者をいう。
第三条中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は認定木材製造業者」に改める。

第四条第一項中「及び一認定中小企業者」とを、「一認定中小企業者」と及び一認定木材製造業者」とに改める。

第五条第一項中「及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第九条」を、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第九条及び公共建築物木材利用促進法第十二条」に改める。

第九条第二項に次の一号を加える。

三 公共建築物木材利用促進法第十二条に規定する資金にあつては、公共建築物木材利用促進法第十条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

第十七条第一号及び第二十一条第一項中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は認定木材製造業者」に改める。

別記第一号様式の添付書類に次のように加える。

4 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金にあつては、同法第10条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

別記第四号様式の別紙中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は認定木材製造業者」に改める。

別記第五号様式の注2及び注3並びに別記第六号様式の添付書類1中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は認定木材製造業者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

長門市三隅上字人墓一、三、九一四、九二六の三、一三九六の一、一三九七の一、一三九七の五から一三九七の一まで、一三九七の二、一三九七の九、一三九七の二四、一三九七の三四、字下人墓一七、二八、一三九七の二、一三九九の四から一三九九の四まで、字とちの木三八、四一、四二、五〇、字堂ノ上九〇、九七、一〇〇、一〇一、一〇三、九二一の二、九二二、九二七、九一九、字本山一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七二、一七五の一、一七六、一七八、八八二、八八三の二から八八三の三まで、八八三の五、八八四の一、八八五の一、八八五の三、八八七の一、八八七の三、八八八から八八一まで、八九二の一、八九二の二、五一九二の一、字榎木坂一八四から一八六まで、八二四の七、一四〇二、一四〇三の一、一四〇四の一、字三丸田一九四の一、一九五、一九七、二〇一の一、二〇二の三、二二五、九二三、九二四、九二五の一、九二六の五、九二七の二、九二九、字河内二三三、字上堀田二六三、字内広二八五、二八六、二九一、二九六、二九八から三〇四まで、三〇七、八二四の三六、八二四の七〇、八六九、八七二、八七三、八七五、八七六の二から八七六の三まで、八七七、一四〇五、字榎ノ木三二二、八七八、字横河内三五七、三五八、字法師三五九、三六二、字田中坂三七八の二、三七九の一、三七九の二、三八〇、三八二、九二六の一、九二六の四、九二七の一、九三四の一、九三四の二、九三五の一、九三五の二、九三五の四、九三五の五、九三六、九三八の一、九三八の二、九三九の一、九三九の二、九三九の四、一三九七の五、一四〇六の一、一四〇七の二、一四〇七の三まで、一四〇八の一、一四〇九の一、一四〇九の二、一四一〇の一、一四一〇の二、字迫谷三八三、三八五の一、三八五の三、三九四、三九七の一、三九七の二、四〇〇の一、四〇〇の四、四〇二の一、四〇五の二、四〇六の一、四〇六の二、四〇八の一、九〇八の四、九〇八の八、九〇八の九、九四三、九四八の一、九五二の一、九五三の二、九五三の三、字榎ヶ台四一〇から四一二まで、四一五、一四一一、字迫村四一九、四二四の二、字森河内四二八、字石原四六二、字神田四八九、四九八、八八六、八九三、九六三、九六五、九六八、九六九、字後畑七一三、字焼尾七二五、七二〇、字法師谷七二九、七三二、七三三の二、八二四の七、八二七の二、八二七の三、八二八の一、八二八の二、八三〇、一八二四、字柳ヶ谷七五三、七五五、七五七、七六七、八二五の七、八二九、八三三、八四一の二、一四一八、一四一九、一八二五、字柳谷八二四の二、八二四の三、八二四の七、八三三から八三五まで、八三七から八四〇まで、八四一の一、一八二八、字奥大里八二四の八、八二四の九、八二四の二二、八二四の二九、八二四の二七、八二四の三七、八二四の四一から八二四の四五まで、八二四の六八、八二四の六九、八二五の九、字中所八四二、八四三、八四七の一、字ノ瀬八四七の三、八四八、八四九、八五二、八五六、八五九の一、字鍋割八六〇の一、八六一、八六二、八六五、八六六、八八〇、字

堀田八六八、字落畑八九三の一、八九六、八九七、九〇〇から九〇二まで、九〇四、九〇五の一、九〇六の二、九〇九、字小郷九〇八の一、九三四、九四二、九四八、九五〇、九五三、九五四、九五七、一〇六四の八八、一四二二、一四二四の一、一四二五、字大畑九〇八の五、九八六、九八八、九八九の一、九九〇、九九一、九九三(次の図に示す部分に限る)、九九四、九九五、九九八の一、九九八の二、九九九、一〇〇三、一〇〇五、一〇〇九、一〇一〇、字迫九四七、九五〇の一、九五六、九五七、字後河内九六六、九六八、九七九から九八三まで、字小合九七〇、九七二、九七五、九七七、字足新棒九八九、九八九の二、九九一、九九四、一四三四、字東原一〇一八の一、一〇四七、一〇四八、一四三八、字大谷一〇九八の一、一四二八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類	一般国道
路線名	一九一号
道路の区域	

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新			
長門市油谷伊上字岡山下四五の一地		新	最狭 一一・五・八	一一三・四	
		旧	最狭 一一二・〇	一一三・四	

道路の種類 県道
路 線 名 湯ノ口業祿線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新			
美祿市伊佐町河原字笹尾一八の一地 先から 同市伊佐町河原字勝負九四七の一地 先まで		新	最狭 一一三・二	三三六・三	
		旧	最狭 一一三・二	三三六・三	

道路の種類 県道
路 線 名 豊田三隅線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新			
長門市三隅下字石休六〇の一地先か ら 同市三隅下字百合野一八四の二地 先まで		新	最狭 六五・八	九〇・〇	
		旧	最狭 六一六・三	九〇・〇	



(四一九)平成二十二年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十二年十一月山口県議会定例会で議決された平成二十二年度山口県補正予算の

要領の公表

平成二十二年十二月二十八日

山口県庁 二 井 関 成

平成22年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成22年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,794,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ738,645,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		143,326	4,973,334	5,116,660
1分 担 金		16,515	290,056	306,571
2 負 担 金		126,811	4,683,278	4,810,089
8使用料及び手数料		1,617	8,565,931	8,567,548
1使 用 料		1,617	6,017,686	6,019,303
9国庫支出金		10,273,063	90,702,116	100,975,179
1国庫負担金		△291,676	38,525,567	38,233,891
2国庫補助金		10,565,841	49,214,160	59,780,001
3委 託 金		△1,102	2,962,389	2,961,287
12繰 入 金		1,791,615	37,752,850	39,544,465
1特別会計繰入金		△11,237	8,219,016	8,207,779

平成22年12月28日 火曜日		中 口 帳 簿		(期定)		第 2221 号	
13	繰越金	2	基金繰入金	1,802,852	29,533,834	31,336,686	1 労 政 費
		△2,438,716		△2,438,716	2,571,448	132,732	2 職業能力開発費
14	諸収入	1	繰越金	△2,438,716	2,571,448	132,732	3 失業対策費
		△2,758		△2,758	100,990,179	100,987,421	4 労働委員会費
		△3		△3	683,840	683,837	1 農 業 費
15	債 債	2	受託事業収入	△2,755	7,531,367	7,528,612	2 畜 産 業 費
		6	雑収入	3,026,000	128,987,200	132,013,200	3 農 地 費
		1	県 債	3,026,000	128,987,200	132,013,200	4 林 業 費
			合 計	12,794,147	725,851,244	738,645,391	5 水 産 業 費
			項 目	補 正 額	補正前の額	計	7 商 工 費
			1 議 会 費	△54,550	1,454,027	1,399,477	1 商 業 費
			1 議 会 費	△54,550	1,454,027	1,399,477	2 工 鉱 業 費
			1 議 会 費	△470,661	38,731,017	38,260,356	3 観 光 費
			1 総務管理費	△38,191	16,528,596	16,490,405	1 管 理 費
			2 企画調整費	1,904	9,930,244	9,932,148	2 道 路 橋 じょう 費
			3 徴 税 費	△402,144	7,118,134	6,715,990	3 河 川 海 岸 費
			4 市町村振興費	△5,233	1,600,231	1,594,998	4 港 湾 費
			5 選挙 費	△1,488	940,707	939,219	5 都 市 計 画 費
			6 防 災 費	1,699	973,396	975,095	1 警 察 費
			7 統計調査費	△18,262	1,301,618	1,283,356	1 警 察 管 理 費
			8 人事委員会費	△2,732	136,602	133,870	1 教 育 総 務 費
			9 監査委員費	△6,214	201,489	195,275	2 小 学 校 費
3	民 生 費	1	社会福祉費	2,627,864	88,184,439	90,812,303	3 中 学 校 費
			4 児童福祉費	1,189,153	70,503,242	71,692,395	4 高 等 学 校 費
			7 生活保護費	1,441,068	15,781,415	17,222,483	7 特 別 支 援 学 校 費
			1 公衆衛生費	△2,357	1,615,485	1,613,128	8 社 会 教 育 費
			4 環境衛生費	4,898,615	23,188,999	28,087,614	9 保 健 体 育 費
			7 保健所 費	2,532,839	6,629,580	9,162,419	11 学 事 費
			8 医 薬 費	△103,764	2,450,533	2,346,769	合 計
			10 病 院 費	2,420,264	7,761,684	10,181,948	
5	労 働 費			50,000	2,213,642	2,263,642	
				1,840,784	7,486,509	9,327,293	

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金額
6	農林水産業費	県管かんがい排水改良事業費		25,620
		広域営農田地農道整備事業費		173,150
		基幹農道整備事業費		16,140
		経営体育成基盤整備事業費		146,500
		県管中山間地域総合整備事業費		56,420
		県管海岸保全施設整備事業費		84,840
8	土木費	舗装補修費		504,000
		道路改良費		579,600
		道路改良費		756,000
		河川維持管理運営費		80,000
		広域河川改修費		107,100
		河川工作物関連応急対策事業費		69,300
		高潮対策事業費		71,820
		通常防砂防事業費		81,900
		急傾斜地崩壊対策事業費		69,420
		港湾既存施設有効活用促進事業費		62,370
	4	港湾費		
		計		2,884,180

第3表 債務負担行為補正追加

事項	項	期	間	限	度	額

1	山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	1,213,329千円
2	やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	97,675千円
3	山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	1,012,140千円
4	秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	797,923千円
5	山口県民芸術文化ホールなかとに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	202,640千円
6	山口県聴覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	120,020千円
7	山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	47,465千円
8	山口県みほり学園に係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	973,990千円
9	山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	121,800千円
10	山口県立さくらら浜定自然観察公園に係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	254,000千円
11	やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	541,845千円
12	一般石山事業の一括契約を越えること。	平成23年度	30,000千円
13	水源地域緊急整備事業の年度を越えること。一括契約 (油谷河原) (後追)	平成23年度	25,000千円
14	山口県内海救済漁業センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	1,554,045千円
15	山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	1,104,005千円
16	道路改良事業の年度を越えること。一括契約 (県道妻崎開作小野田線) (新有明川大橋下部工)	平成23年度	100,000千円

17	維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成22年度から平成26年度まで	335,885千円
18	山口県油谷青年の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	185,925千円
19	山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	271,150千円
20	山口県十種ヶ峰青年野外活動センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	303,970千円
21	山口県ふれあいパークに係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成29年度まで	387,255千円
22	山口県理蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成23年度から平成27年度まで	164,090千円

第4表 地方債補正 変更 (単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県営かんがい排水改良事業	26,000	証書借入又は証券発行	38,700	証書借入又は証券発行
広域営農団地農道整備事業	784,000	借付又は借入	911,500	借付又は借入
基幹農道整備事業	186,000	借付又は借入	197,000	借付又は借入
経営体育成基盤整備事業	523,000	借付又は借入	582,000	借付又は借入
県営中山間地域総合整備事業	378,000	借付又は借入	399,800	借付又は借入
県営海岸保全施設整備事業	202,000	借付又は借入	263,000	借付又は借入
舗装補修事業	175,000	借付又は借入	585,000	借付又は借入
道路災害防除事業	898,000	借付又は借入	1,366,000	借付又は借入
道路改良事業	6,775,000	借付又は借入	7,372,000	借付又は借入
道路直轄事業負担金	7,810,000	借付又は借入	8,677,000	借付又は借入
広域河川改修事業	1,857,000	借付又は借入	1,950,000	借付又は借入
河川工作物関連応対策事業	115,000	借付又は借入	175,000	借付又は借入

河川直轄事業負担金	156,000	177,000
高潮対策事業	159,000	210,000
通常砂防事業	1,162,000	1,233,000
急傾斜地崩壊対策事業	877,000	932,000
港湾既存施設有効活用促進事業	22,000	68,000
計	22,105,000	25,131,000

平成22年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,019千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	入	出	補正額	補正前の額	計
5 繰入金		1 他会計繰入金	△3,019	232,192	229,173
歳入		合計	△3,019	232,192	229,173
歳出		合計	△3,019	568,563	565,544
1 下関漁港地方卸売市場費		2 市場管理費	△3,019	568,563	565,544
歳出		合計	△3,019	409,216	406,197
		合計	△3,019	568,563	565,544

平成22年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,213,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	補 正 額	補正前の額	計
款 入	項 補 正 額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	△173	876,029	875,856
3 繰 入 金	△173	876,029	875,856
歳 入	△160	102,889	102,729
歳 入	△160	102,889	102,729
合 計	△333	1,213,523	1,213,190
款 入 出	項 補 正 額	補正前の額	計
1 流域下水道事業費	△333	1,213,523	1,213,190
歳 出	△333	1,213,523	1,213,190
合 計	△333	1,213,523	1,213,190

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	額
1 周南流域下水道に係る指定管理者の指定を すること。	平成23年度から 平成27年度まで	1,333,501千円	
2 田布施川流域下水道 に係る指定管理者の指 定をすること。	平成27年度まで	396,900千円	

平成22年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)

平成22年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12,500千円を減額し、歳入歳出

算の総額を歳入歳出それぞれ3,975,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)
第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	補 正 額	補正前の額	計
款 入	項 補 正 額	補正前の額	計
5 県 債	△12,500	1,798,000	1,785,500
歳 入	△12,500	1,798,000	1,785,500
合 計	△12,500	3,987,564	3,975,064
款 入 出	項 補 正 額	補正前の額	計
1 港湾整備事業費	△12,500	3,987,564	3,975,064
歳 出	△12,500	3,987,564	3,975,064
合 計	△12,500	3,987,564	3,975,064

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港 湾 整 備 事 業	1,798,000	証書借付債 人又は 証券発行	1,785,500	証書借付債 人又は 証券発行
		年8.0%以内 の利率で 借り入れ する資金 の利率に ついては、 当該利率 による。		年8.0%以内 の利率で 借り入れ する資金 の利率に ついては、 当該利率 による。
		元利均等 償還方法 は、元金 均等返済 方式とし 、借入後 30年以内 の償還を 条件とし 、協賛先 の議定に よる。		元利均等 償還方法 は、元金 均等返済 方式とし 、借入後 30年以内 の償還を 条件とし 、協賛先 の議定に よる。

平成22年度電気事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成22年度山口県の電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支 出	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	△1,040千円	1,425,276千円	1,424,236千円
第1項	営業費用	△1,040千円	1,289,821千円	1,288,781千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条中「職員給与費424,830千円」を「職員給与費423,790千円」に改める。

平成22年度工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計	支 出
第2款	工業用水道事業費用	△29,700千円	6,091,283千円	6,061,583千円	
第1項	営業費用	△29,700千円	5,141,526千円	5,111,826千円	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条中「職員給与費765,031千円」を「職員給与費735,331千円」に改める。

平成22年度総合医療センター事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度総合医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第

4号中「医療器械器具及び備品購入476,399千円」を「医療器械器具及び備品購入526,399千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支 出	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業費用	△37,688千円	11,293,889千円	11,256,201千円	
第1項	医療費用	△37,688千円	11,048,984千円	11,011,296千円	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（総則）

第3款 資本的収入

第4項 負担金

科	目	補正予定額	既決予定額	計	支 出
第3款	資本的支出	50,000千円	1,034,273千円	1,084,273千円	
第1項	建設改良費	50,000千円	413,080千円	463,080千円	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条中「職員給与費5,774,872千円」を「職員給与費5,737,184千円」に改める。

平成22年度こころの医療センター事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度山口県のこころの医療センター事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支 出	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業費用	△6,891千円	1,826,843千円	1,819,952千円	
第1項	医療費用	△6,891千円	1,739,809千円	1,732,918千円	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条中「職員給与費1,216,089千円」を「職員給与費1,209,198千円」に改める。

(四三〇) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

山口市及び長門市

三 作業の期間

平成二十三年一月二十八日から同年三月二十五日まで

平成二十二年十二月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁